

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○宮城県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課) 一

ページ

条 例

宮城県税条例の一部を改正する条例。

令和六年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

宮城県税条例の一部を改正する条例

宮城県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四百四十一条第二項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。

第三百六十六条の二第一項中「第二号」の下に「又は第四号」を加える。

第三百六十九条中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第二項の受託者」を「地方自治法第二百四十三条の二第二項の指定公金事務取扱者」に改める。

附則第五条の四の二第二項中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改める。

附則第十条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第三項第一号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に改め、同条第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項

十一年三月三十一日」に改める。

附則第十条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十条の八第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第四項

を削り、同条第五項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十一条の四の四第一項並びに附則第十一条の六第一項及び第四項から第六項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「次条第二項」を「次条第四項」に改める。

附則第十二条の二第二項中「この項において「特定日」を「この条において「特定日」に、「エンジン」に該当する」を「エンジン車を除いた」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、前項第一号に掲げる自動車でロータリー・エンジンを搭載したものについては、ロータリー・エンジンの単室容積の合計容量に一・五を乗じて得た数値を総排気量とみなして、同号の規定を適用する。

3 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車のうち、特種用途車に対して課する種別割の税率は、当該特種用途車をその形状、構造、用途等に応じ、第一項各号に掲げる自動車に区分し、当該特種用途車の営業用又は自家用の別及び総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元により同項各号に掲げる自動車の区分に応じ、同項各号に定める額とする。

附則第十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「同項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

附則

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の宮城県条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。